

佐久市条例第25号

「佐久市下水道条例の一部を改正する条例」

をここに公布する。

令和8年 6月 8日

佐久市長 柳田清二

佐久市下水道条例の一部を改正する条例

佐久市下水道条例（平成17年佐久市条例第174号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第2号を次のように改める。

- (2) 法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）、特定在留カード（同法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）又は特定特別永住者証明書（同法第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）の写し

第9条第1項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2項中「第7条第1項」を「前項」に改める。

第14条第1項中「第7条第1項」を「第9条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。